

鴻巣市スポーツ少年団

〈野球部会 会 則〉

〈野球部会大会規則〉



平成 2 2 年 3 月 (改定後)

野 球 部 会 会 則



鴻巣市スポーツ少年団野球部会 会 則

第1章 総 則

- 第1条 この会則は、鴻巣市スポーツ少年団野球部会(以下「本会」という。)に関することを定める。
- 第2条 本会は、鴻巣市スポーツ少年団本部(以下「本部」という。)に登録する市内の少年野球チームによって構成する。

第2章 目 的

- 第3条 本会は、本部の目的を遂行し野球を通じて子供たちの心身の健全な育成を手助けすることを目的とする。

第3章 事 業

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 第1項 本部主催行事への積極的な参加
- 第2項 次の大会の開催と各種大会への参加
- (1)鴻巣市少年野球春季、夏季、秋季大会、新人大会
夏季大会では、B大会の同時開催
 - (2)鴻巣市少年野球春季、夏季大会上位チームによる
埼玉県スポーツ少年団小学生軟式野球交流大会への参加
- 第3項 その他前条の目的達成に必要な事業

第4章 登 録

- 第5条 本会への加入は、登録をもって行う。
- 第1項 登録は、本部への登録と同一のものを提出する。
- 第2項 登録は、毎年度これを更新する。
- 第3項 第4条2項の各大会への参加登録は、大会毎に行う。

第5章 組織及び役員

- 第6条 本会の運営を円滑に行うため次の組織と役員を置く。
- 第1項 総務部 会の統括と事務処理を行う。
- (1)会長1名 (2)副会長2名 (3)事務局2名
 - (4)会計1名 (5)記録1名 (6)監査2名 (7)運営若干名
- 第2項 審判部 大会審判や審判指導業務を統括する。
- (1)審判部長1名 (2)役員審判若干名 (3)ブロック長4名
- 第3項 渉外部 上部機関等との調整を円滑に行う。
- (1)埼玉県スポーツ少年団野球部南部ブロック担当(以下「県南部ブロック担当」という)2名
 - (2)本部担当2名

第4項 その他役員 各チームとの調整を円滑に行う。

(1)常任理事4名 (2)理事 各チーム1名

第5項 必要に応じ名誉会長、顧問、相談役を置く事ができる。

第6項 県南部ブロック担当、本部担当役員は他役員と兼ねる事ができる。

上記、役員数(除く、会長)は、会長の裁量により変更する事ができる。なお、変更した場合、会長は理事会でその内容を説明する。但し、理事会に報告し、承認を得る。

第7条 役員を選出等

第1項 会長は総会で選出する。

第2項 総務部役員(監査を除く)、渉外部役員は会長が推薦する。

第3項 監査は、常任理事会で推薦する。

第4項 審判部役員は審判部が推薦する。

第5項 常任理事は各ブロックからの代表者とする。

第6項 理事は各チームの代表者とする。

第7項 名誉会長等は会長が委嘱する。

第8項 各役員は総会の承認を得るものとする。

第9項 会長に事故ある時は、副会長がその職務を代理する。

第8条 役員の任期

第1項 役員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

第2項 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会議

第9条 本会の会議は、総会(定期総会、臨時総会)、常任理事会、理事会、部会とする。

第1項 総会

(1)総会は、本会の最高議決機関であり運営上の重要事項を審議決定する。

(2)総会は、会長が召集し議長を努める。

また、3分の2以上の本会役員から要求がある場合は召集しなければならない。

(3)総会は、本会役員3分の2以上の出席者数で成立し事項の議決は、出席者の3分の2以上の数をもって決定する。

(4)定期総会は年度毎に、臨時総会は必要が生じた時期に開催し次のことを審議する。

①事業報告、事業計画、及び収支決算、収支予算についての事項

②役員承認 ③会則の改廃 ④その他本会に関する重要事項

第2項 常任理事会

(1)常任理事会は会長が召集し議長を努める。

(2)常任理事会は、総務部(監査を除く)、審判部、渉外部、常任理事の役員で構成する。

(3)常任理事会は次のことを審議し、必要に応じ決定する

①総会委任事項の処理 ②事業計画等の企画立案 ③その他重要事項

第3項 理事会

- (1)理事会は、会長が召集し議長を努める。
- (2)理事会は、総務部（監査を除く）、審判部長、役員審判、常任理事、理事で構成する。
- (3)理事会は次のことを審議する。
 - ①大会運営等常任理事会等からの委任事項。
 - ②本部事業や他団体交流参加等に関する事。
 - ③母集団等からの意見収集審議。

第4項 部会

- (1)部会（総務・審判）は、必要に応じ部長等が召集し開催する。
- (2)部会は必要に応じて、他部役員等の出席について会長を通じて求めることができる。

第7章 会 計

第10条 本会の会計は、会費、入会金、補助金その他の収入による。

第1項 会費は、毎年度総会において決定し、新年度4月末までに納入する。

第2項 新規に加入するチームは、別途入会金3,000円を納入する。

第11条 監査は、本会の会計について年一回監査し、総会で報告しなければならない。

第12条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり2月末日に終わる。

第8章 審 判

第13条 審判部は、鴻巣市スポーツ少年団野球部会審判部規約による。

第9章 大会費

第14条 埼玉県スポーツ少年団小学生軟式野球交流大会に係わる費用については、別付則大会費規定による。

第10章 表 彰

第15条 功労者、優秀団体を対象とする表彰については、別付則表彰規定による。

第11章 罰 則

第16条 本会の運営を円滑に行うため、選手の引きぬきを禁止する。やむなく選手を移動する場合は、両チームの監督で話し合いの上で行う。無断で移動した場合は、2年間の出場停止とする。

第12章 慶弔見舞い

第17条 第4条に定める大会中に事故による怪我人等が生じた場合は、別付則慶弔見舞規定による。

第13章 事務局

第18条 本会の事務局は会長指定の場所に置く。

第14章 付 則

第19条 本会則は、必要に応じて改正することができる。

第20条 本会則は、平成21年3月1日より施行する。

以 上

付 則 大会費 規定

第1条 会則第9章第14条の適応

本会の役員及び審判員が、県内外の会議、研修会、埼玉県スポーツ少年団小学生軟式野球交流大会に出席した場合の交通費等は次の通り。

第1項 役員、審判員の交通手段は基本的に乗り合わせとし、交通費は自動車1台当たり2,000円と高速道路通行料金を支給する。

第2項 役員、審判員が、会議及び研修会で宿泊を要する場合、会費＋交通費を支給する。

第2条 本会に所属するチームが、代表として埼玉県スポーツ少年団小学生軟式野球交流大会に出場する場合には、大会参加費を全額支給する。

第3条 本規定は、平成21年3月1日より施行する。

付 則 慶弔見舞 規定

第1条 会則第12章第17条の適応

本規定は、第三章第4条の大会期間中に怪我等で長期入院（10日間以上）を余儀なくされた場合、又は不幸にして亡くなった場合に適応する。

第2条 支給対象者

本会の役員、審判員及び各チームの監督、コーチ（本部へ登録しているコーチ）、選手を対象とする。

第3条 香典、供物、見舞金

第1項 第2条の支給対象者が死亡した場合、香典金10,000円もしくは金額に相当する供物を贈る。

第2項 第2条の支給対象者が長期入院した場合は傷病見舞金5,000円を贈る。

第3項 その他、本規定に記載がなく、弔慰金又は傷病見舞金の支出要請があった場合、常任理事会で協議し可否を決定する。

第4条 本規定は、平成21年3月1日より施行する。

付 則 表 彰 規 定

第1条 会則第10章第15条の適応

本規定は、本会の振興、発展に貢献しその功績顕著なもの及び登録チームで成績優秀なものを表彰する場合に適応する。

第2条 種類及び選考基準

第1項 功労賞

(1) 本会の振興に著しく功績のあったもの。

(2) 永年にわたり本会の指導に精励し他の模範となったもの。

第2項 優秀団体賞

当該年度内において、特に傑出した成績を収めたチーム。

第3条 推薦及び決定

受賞候補者については会長或いは常任理事による推薦とし常任理事会で決定する。

第4条 表彰の時期

表彰は定期総会の席で行う。

第5条 本規定は平成21年3月1日より施行する。

野 球 部 会 大 会 規 則



＜ 目 次 ＞

改定履歴	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 10
第1章 総 則	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 11
● 第1条 目的		
第2章 使用球及び使用用具	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 11
● 第2条 連盟公認		
第3章 ユニホーム	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 11
● 第3条 同色・同形		
● 第4条 品位		
● 第5条 背番号		
第4章 試合ベンチ等	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 11
● 第6条 割当		
● 第7条 人員		
第5章 試合回数・試合時間及びタイム	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 12
● 第8条 試合回数		
● 第9条 試合時間		
● 第10条 延長		
● 第11条 サドンデス		
● 第12条 タイム回数		
第6章 集合時間・シートノック等	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 12
● 第13条 集合時間		
● 第14条 シートノック時間		
● 第15条 シートノック参加者		
第7章 コールドゲーム	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 13
● 第16条 ノーゲーム		
● 第17条 コールドゲーム		
第8章 抗 議	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 13
● 第18条 抗議者		

＜ 目 次 ＞

第9章 野 次	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 13
● 第19条	禁止	
● 第20条	違反時	
第10章 グラント整備	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 13
● 第21条	準備作業	
● 第22条	補佐	
● 第23条	各試合終了時の整備者	
● 第24条	後片付け	
● 第25条	ペナルティ	
● 第26条	外野ネット	
第11章 審判員	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 14
● 第27条	審判員の心構え	
● 第28条	責任審判員	
● 第29条	用具及びメンバーの点検	
● 第30条	審判員・大会本部員の派遣	
● 第31条	審判員の資格	
● 第32条	審判員のポジション及びジェスチャーの統一	
第12章 特別グラントルール	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 15
● 第33条	ホームベース	
● 第34条	ホームランライン	
第13章 大会運営に関する注意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 16
● 第35条	競技運営事項	
● 第36条	喫煙	
● 第37条	参加登録名簿	
● 第38条	組み合わせ抽選会	
● 第39条	順延等の連絡	
● 第40条	開会式	
● 第41条	各会場の運営	
● 第42条	閉会式	
● 第43条	B大会規定	
第14章 付則	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 18
● 第44条	規則の改定	
● 第45条	施行	

< 改訂履歴 >

項番	改訂日	版数	改訂ページ	改訂内容
1	2008. 2. 1	1. 0	—	新規制定
2	2009. 2. 8	1. 1	4, 5, 7, 8, 9, 11, 12, 13	第1条, 第2条, 第5条, 第9条, 第17条, 第19条, 第21条, 第22条, 第27条, 第29条, 第32条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第41条, 第42条, 第43条, 第44条
3	2009. 3. 1	1. 1	4, 5, 6, 7, 8, 9, 12, 13	第7条, 第14条, 第19条, 第20条, 第21条, 第25条, 第27条, 第29条, 第30条, 第31条, 第38条, 第39条, 第43条
4	2010. 3. 1	1. 2	4, 8, 9	第3条, 第26条, 第32条
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 第1項 鴻巣市スポーツ少年団野球部会（以下「部会」という。）で採用する大会規則は、公認野球規則及び全日本軟式野球連盟の競技者必携と次の各号に定める「大会規則（内規）」を適用する。
- 第2項 部会が行う大会を円滑に進行させる為、運営方法等を定める。
- 第3項 部会が行う大会は、部会会長が大会会長、部会役員が大会役員として運営し、審判部が補助する。

第2章 使用球及び使用用具

(連盟公認)

- 第2条 部会及び当部会登録チーム主催の大会での使用球及び使用用具は次の通り。
- 第1項 ボールは、全日本軟式野球連盟公認の軟式C号を使用する。
- 第2項 バットは、木製の外、全日本軟式野球連盟公認の金属製バットを使用する。
- 第3項 金属製スパイクの使用を禁止する。
- 第4項 捕手の用具は、連盟公認のマスク（安全帯付スロットガード付）、レガード、ヘルメット及びプロテクターを着用し、更にファウルカップの装着をしなければならない。なお、控え捕手も前記の用具を装着をしなければならない。 *マスク、ヘルメットの一体型は認めない。
- 第5項 打者、走者及びベースコーチは、連盟公認の耳付ヘルメットを使用しなければならない。

第3章 ユニホーム

(同色・同形)

- 第3条 同一チームの選手・監督・コーチは、同色・同形のユニホーム（帽子、ストッキング、スパイクを含む）を着用のこと。

(品位)

- 第4条 ユニホームのカラーは、品位を失わないものとする。

(背番号)

- 第5条 背番号は、監督30番、主将10番、選手は0番から昇順でコーチは29番から降順に付けること。

第4章 試合ベンチ等

(割当)

- 第6条 試合中使用するベンチは、チーム番号の小さい方を一塁側とする。

(人員)

- 第7条 ベンチに入れる人員は、統一ユニホームを着用した

- 第1項 選手20名以内とする。
- 第2項 監督1名を含む計4名（コーチ・スコアラー）までとする。
（いずれも成人、かつ、指導者認定員の資格保有者であること）
- 第3項 スコアラーは、チームの帽子のみの着用でも可。
- 第4項 給水要員のベンチ入りを認める。（母集団2名程度）
- 第5項 背番号は、第3章ユニホームに準拠する。

第5章 試合回数・試合時間及びタイム

（試合回数）

第8条 1試合の試合回数は、7回とする。

（試合時間）

第9条 1試合の試合時間は、1時間30分とする。

試合開始後1時間30分を経過した場合は、新しい回に入ることはできない。

（延長）

第10条 延長は、上記時間内で9回までとする。（時間内）

さらに同点試合の場合は「サドンデス」とする。なお、この場合は21アウトの適用は行わない。

（サドンデス）

第11条 「サドンデス」は、次の方法で行う。

第1項 継続打順とし前回の最終打者を一塁走者として、二塁、三塁走者は順次前の者とする。すなわち、無死満塁の状態にして1イニング行い、得点の多いチームを勝ちとする。さらに、同点の場合は抽選とする。

第2項 1時間30分経過後でも行う。

第3項 代打、代走及び守備交代を認める。

第4項 21アウトは適用しない。

（タイム）

第12条 「試合中のタイム回数」は、次の通り。

第1項 監督からの申し出の場合は、1試合3回までとする。また、1イニングで2回申し出た場合は、その時点で投手交代とする。

第2項 選手からの申し出の場合は、1試合3回までとする。但し、ベンチ／監督等からの指示による申し出と判断される場合は、監督からの申し出とする。

第6章 集合時間・シートノック等

（集合時間）

第13条 試合の集合時間は、開始予定時間の1時間前とし球場に到着したら、監督は速やかに本部席へ報告する。開始予定の30分前に監督／主将は、メンバー表交換のため本部席までメンバー表4枚を提出するとともに、審判員立会いのもと攻守を決定する。

(シートノック時間)

第14条 試合前のシートノックは、当日のチーム初戦前だけとし、審判員の指示により後攻チームから行い、それぞれ5分以内とする。審判員は、この間反対のチームの用具・メンバー点検を行う。但し、大会運営上、時間を短縮し行う場合はシートノックを行わず試合を開始する場合がある。

(シートノック参加者)

第15条 試合前のシートノックに参加できるのは、監督またはコーチの内、1名とする。(成人のボール拾いも禁止)

第7章 コールドゲーム

(ノーゲーム)

第16条 暗黒、降雨、その他球審によって打ち切りを命ぜられた場合は、ノーゲームとし後日再試合とする。但し、次の場合は正式試合とする。

※5回(4回1/2)終了で成立(同点の場合は抽選)

(コールドゲーム)

第17条 得点差によるコールドゲームは、次の通りとする。

※5回(4回1/2)終了時の得点差7点以上の場合(除く、決勝戦)

第8章 抗議

(抗議者)

第18条 監督、主将、当該プレイヤー以外の抗議は認められない。

第9章 野次

(禁止)

第19条 試合中の次の行為を禁ずる。

第1項 試合中、選手または審判員に対する個人攻撃及び好ましくない野次を厳禁とする。

第2項 笛、太鼓等鳴り物での応援を禁ずる。

(違反時)

第20条 前項に違反した時には審判員または大会役員が注意を与える。再度注意を与えても改めない場合は、監督を退場させる。

第10章 グラウンド整備

(準備作業)

第21条 次の方は、次の時間に集合し各種用具の準備及びグラウンド作成を行う。

〈大会初日〉 開会式選手集合 1 時間前に集合

第 1 項 大会役員

第 2 項 参加各チーム 2 名 (その日に使用する球場)

〈大会 2 日目以降〉 第 1 試合開始 1 時間前に集合

第 1 項 大会役員

第 2 項 参加各チーム 2 名 (その日に使用する球場)

(補佐)

第 2 2 条 審判部所属の審判員は、グラウンド作成にあたり大会役員を補佐する。

(各試合終了時の整備者)

第 2 3 条 その日の各試合終了時に行うグラウンド整備は、各試合終了チームが行う。

(後片付け)

第 2 4 条 次の方は、その日の最終試合終了時に集合し各種用具の後片付けとグラウンド整備を行う。

〈大会初日及び大会 2 日目以降共通〉

第 1 項 大会役員

第 2 項 参加各チーム 2 名 (その日に使用する球場)

(ペナルティ)

第 2 5 条 大会期間中、グラウンド整備に参加しないチームにはペナルティを科す場合がある。

(外野ネット)

第 2 6 条 外野ネットは、原則、使用する。

第 1 1 章 審判員

(審判員の心構え)

第 2 7 条 審判員の心構え

第 1 項 審判員は、公認野球規則、競技者必携及び当野球部会大会規則 (内規) を理解し統一した見解で審判を行い、個人的解釈で勝手な判断をして対戦チームに迷惑をかけないようにしなければならない。

第 2 項 審判員は、大会役員と協力して円滑な試合進行に努めるものとする。

(責任審判員)

第 2 8 条 各試合会場にその日の「責任審判員」を指定し、試合中発生した裁定に関する以外の各種トラブルの解決指導等を行う。

(用具及びメンバーの点検)

第 2 9 条 審判員は、各試合開始前に対戦チームの用具及びメンバーの点検を行う。

(審判員の派遣)

第30条 参加各チームは、公式試合を行う日において以下の通り審判員2名をその試合を行う球場に派遣する。

当日の試合数 (球場毎)	第1試合	第2試合	第3試合	第4試合
4試合 or 2試合の場合	②	①	④	③
3試合の場合 (3試合目が1,2試合の勝者)	②	①	1,2試合 目の敗者	—
3試合の場合	③	①	②	—

*①～④は、各自のチームの第1試合～第4試合の試合番号

*各大会の日程表等に上表の原則とは別の指定がある場合はその指定に従うこと。

(審判員の資格)

第31条 参加各チームから派遣する審判員は、審判講習会受講者に限る。

(ポジション及びジェスチャー)

第32条 審判員のポジション及びジェスチャーの統一

(後記、「審判員のポジション」及び「ジェスチャーの統一」参照)

第12章 特別グラウンドルール

(ホームベース)

第33条 ホームベースの設定

第1項 フラワースタジアム・吹上総合運動公園は、現バックネットから13メートルとする。

第2項 上谷多目的広場は、現バックネットから11メートルとする。

第3項 川里野球場・川里中央公園多目的広場は、現行の位置とする。

第4項 上記第1項～第3項に記述した場所以外は、その場所のローカルルールに従うものとする。

(ホームランライン)

第34条 ホームランラインの設定

第1項 フラワースタジアム・上谷多目的広場・川里野球場・吹上総合運動公園は、ピッチャープレートより53メートル、川里中央公園多目的広場は52メートルとする。

第2項 上記第1項に記述した場所以外は、その場所のローカルルールに従うものとする。

第13章 大会運営に関する注意事項

(大会運営事項)

第35条 前記「試合規則」等を遵守するため、次の通り定める。

- 第1項 試合開始、終了の挨拶の時、指導者は全員ベンチ前に整列して挨拶をすること。
- 第2項 投手が手首にリストバンド（サポーター等）や手袋を使用することを禁止する。
- 第3項 打者、走者、投手以外守備時のリストバンド及び手袋の使用を認める。
- 第4項 試合開始予定時刻を超過しても球場に（9名）現れないチームは棄権とみなす。
- 第5項 ベンチの中で携帯マイクを使用してはならない。
但し、メガホンは監督に限り使用を認める。（1個）
- 第6項 次打者は、必ず次打者席に低い姿勢で入ること。
（次打者席内の素振りは禁ずる）
- 第7項 プレーヤーは、塁上に腰を下ろすことを禁ずる。
- 第8項 空タッチを禁ずる。現実には走者が進塁の時、野手が空タッチして走塁の妨害（よろめいたり、著しく速度が鈍った場合）と審判員が認めた時は、オブストラクション（b項）を適用する。
- 第9項 試合球の交換は、審判員が認めた場合に限る。
- 第10項 投手の投球は、直球のみとする。（小学生のみ）
- 第11項 打者がみだりにバッターボックスを外した場合、球審はタイムをかけずに投手に対して正規にカウントしてボール、ストライクを判定する。
- 第12項 走者は足を高く上げてスライディングすることは、危険防止のため禁ずる。現実にはこれが妨害になったと審判員が認めた場合は、走者をアウトとする。
- 第13項 打者走者の一塁へのキックスライディングを禁ずる。
- 第14項 投球が終了（見送るか空振り）したらバッターボックスを外すことは差し障りないが、投球毎に外すことは許されない。
- 第15項 一人の投手の一日の投球回数は、21アウトとする。
（21アウト目のダブルプレー、トリプルプレーは1アウトとする）

(喫煙)

第36条 大会関係者（役員・審判員・チーム指導者・母集団等）の喫煙については、次の通りとする。

- 第1項 定められた喫煙場所以外での喫煙は、「禁止」とする。
（特に学校は敷地内全部が禁煙となっているので注意のこと）
- 第2項 ベンチ入りしているチーム指導者が、その試合中に喫煙することは「禁止」とする。また、これに違反したものは即刻退場処分とする。

(参加登録名簿)

第37条 大会参加登録名簿は、抽選日当日に受付へ提出する。

(組み合わせ抽選会)

第38条 大会前に行う組み合わせ抽選会は、次の方法で行う。

第1項 抽選会は部会会長が招集する代表者会議の中で実施する。

第2項 実施時期は大会開催2週間前を目途とする。

第3項 会の進行は部会役員が、指導は審判部が行う。

第4項 参加者は、チーム代表者(又は代理)と主将(又は代理)とする。

第5項 主将(又は代理)はユニホームを着用して参加する。

第6項 抽選順番は、当日の受付順番とする。

第7項 組み合わせ抽選のほか、選手宣誓等を行うチームの抽選も同時に行う。

第8項 県南部ブロック大会等上位大会への出場数と選出方法を確認する。

第9項 シードについて

(1)第1、第2シード

春季大会は、前年度新人戦優勝、準優勝チーム、夏季・秋季大会は、同年度各々の前大会である春季、夏季の優勝、準優勝チーム。

(2)第3、第4シード

春季大会は、シードなし。夏季・秋季大会は、同年度各々の前大会である春季・夏季大会の第3位チームで準決勝戦で対戦しない相手側に配置する。

(3)新人戦、夏季B大会はシードなし。

(順延等の連絡)

第39条 降雨等による試合の有無の連絡方法は次のとおり。

第1項 大会会長、常任理事、審判部長は、当日の午前6時までに試合の有無を協議決定する。

第2項 常任理事、審判部長は、各チーム、審判員にすみやかに連絡する。

(開会式)

第40条 開会式は次の方法で行う。

第1項 会場の作成は、第21条、第22条による。

第2項 参加チームは、開会式開始30分前に集合し15分前までに所定の場所に整列する。

第3項 選手の入場行進は、組み合わせ表の若い順から入場する、

第4項 選手達への指導は審判部が行う。

(各会場運営)

第41条 大会期間中の各会場における運営体制は次の通り。

第1項 試合会場には全て大会本部を設置する。

第2項 本部は、大会役員、記録係(第30条本会本部員)、審判員で構成する。

第3項 アナウンス係を試合実施チームから各1名本部に派遣する。

第4項 グラウンド整備は第10章による。

(閉会式)

第42条 閉会式は、次の方法で行う。

第1項 参加するチームは、閉会式開催当日、試合を行ったチームとする。

(B大会規定)

第43条 夏季大会と同時に行うB大会の規定は次の通り。

第1項 チームの合同は2チームまでとする。

第2項 ユニホームについては、第3章による。但し、背番号は、登録名簿通り。
(Aチームの選手とだぶらないこと)

第3項 使用するベンチおよびベンチ入りできる人員は、第4章による。

第4項 試合の集合時間は第13条による。

第5項 1試合の使用時間は1時間とし、試合開始後1時間を経過した場合は、新しい回に入ることはできない。

第6項 コールドゲームは、2回(1回1/2)終了時の得点差15点以上の場合とする。

第7項 試合終了時点で同点の場合は、サドンデスを行う。方法は、第11条第1項、第3項による。

第8項 6年生は投手としては起用しない。

第9項 投手マウンドは、ホームベースから15mとする。

第14章 付 則

(規則の改定)

第44条 本規則は、必要に応じて改正することができる。

(施行)

第45条 本規則は、平成20年2月1日から施行する。

以 上



こうのす